

令和4年 3月 1日

株式会社 吉田建設 行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

当社は、従業員が仕事と子育てを両立し、また従業員にとって働きやすい環境を整備し、各従業員が男女共に能力を発揮できる職場環境を実現するために、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月1日から令和8年5月31日(4年3ヶ月)

2. 内容

◇次世代育成支援対策推進法関連

計画期間中、女性社員の育児休業の取得率を80%以上とする

出生時における男性社員の育児休業取得を推進し、取得率を7%以上とする

対策(令和4年3月～)

育児休業期間中の交代人員の配置、業務引継ぎを速やかに行うよう各部内及び部署間の連絡体制を密にする。

休業前後に上司による面談を行い、休業取得者の心理的な不安を取り除くように努める。

所定外労働時間の削減のための措置を実施する

計画期間中の従業員の有給休暇取得状況を計画前年度より改善する

対策(令和4年3月～)

時間外労働の申請状況を確認し、労働時間が長くなっている社員については管理職が出席する会議体にて通知し、改善を図る。

有給休暇の取得促進日を設定し、多くの社員が有給休暇を取れるようにする。

◇女性活躍推進法関連

技術職における女性社員の人数を現状の2名から1名以上増加させる

対策(令和4年3月～)

採用活動時のPR内容を検討し、女性にアピールできる情報を発信する。工事現場や現場事務所の環境に、女性社員の意見を取り入れ、女性が勤務しやすい環境づくりを行う。